⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the pavement for the Kasshi area in Route 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 28 June 2017

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 August 2017 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 28 August 2017 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 28 August 2017)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成29年８月28日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成29年６月28日午後３時まで

③　入札の締切　平成29年８月28日午後４時まで

④　開札日時　平成29年９月６日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成29年８月９日まで）

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

平成29年６月８日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　川瀧　弘之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道45号　千徳地区道路工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　岩手県宮古市千徳町～宮古市田老字青野滝北　地内

⑷　工事内容　千徳トンネル　Ｌ＝426m
掘削工　Ｖ＝13,000㎥、盛土工（本線）Ｖ＝39,000㎥、法面工　１式、地盤改良工　１式、函渠工　Ｎ＝１基、排水構造物工　１式、盛土工（本線外）１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年12月３日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約12,000㎥、Ｈ形鋼　約440ｔ、鉄筋　約110ｔ、ロックボルト　約220ｔ

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位８者（ただし、８者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。なお、競争参加資格者資料作成及び発注者の技術審査に係る負担軽減を図るため、一次審査は競争参加資格確認資料（簡易技術資料）（以下「確認資料（簡易）」という。）をもって評価し、審査評価点の合計が上位８者に対し競争参加資格確認資料（詳細技術資料）（以下「確認資料（詳細）」という。）の提出を求める簡易確認型による試行工事である。

②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。

③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価（Ｓ型））の適用工事である。

④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑥　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑦　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『地区』（施工箇所）ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。

⑧　本工事は、「表層目視判定」、「コンクリート施工状況把握チェックシート」を実施するコンクリート構造物品質確保対策の試行工事である（なお、本工事で適用する検査基準については、従来どおり共通仕様書に基づくものである）。

⑨　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⑩　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。

⑪　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じる対象工事である。

⑫　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑬　本工事は、入札説明書に対する質問として、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査単価（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく資材単価（以下、「特調単価」という。）に関する情報の提供希望が寄せられた場合、主たる資材について当該情報の提供を行う試行工事である。ただし、提供を行う情報は、質問回答期限内に特調単価がとりまとまっているものに限る。

⑭　本工事は、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。見積採用にあたっては、見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）を採用することとし、労務単価については、公共工事設計労務単価を採用する。また、採用した見積（歩掛・材料単価・機械経費（賃料等）等）については、技術提案等の採否の通知をした日に電子入札システムにより配布を行う。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。